

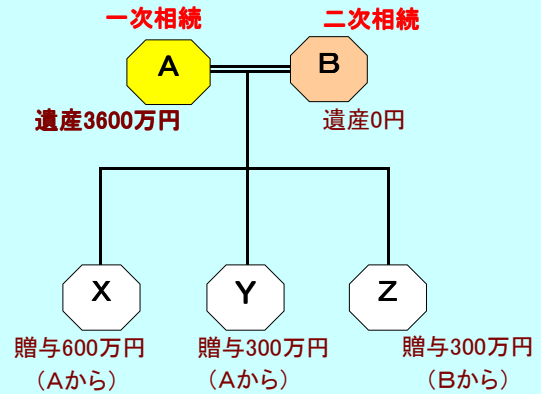
相続が開始して遺産分割が完了しない間に、第二次相続が発生した場合において、第二次相続人から特別受益を受けた者がある場合の持ち戻し

(事例)

他界した(A)の相続人である妻(B)、長男(X)、次男(Y)三男(Z)の4人が(A)の遺産分割について協議中に、妻(B)が急死した。
息子の(X)と(Y)は、父(A)から生前贈与を受けていた。
息子の(Z)は、母(B)から生前贈与を受けていた。

被相続人(A)の遺産: 3600万円
相続人配偶者(B)、子3人(X・Y・Z)
特別受益

- ①(A)から(X)への生前贈与600万円
- ②(A)から(Y)への生前贈与300万円
- ③(B)固有の遺産 0円
- ④(B)から(Z)への生前贈与300万円



(回答)

まず、①Aの遺産について持ち戻しを行い、B・X・Y・Zの相続分を計算します。
次に、②Bの相続について、Aの遺産についてのBの相続分を含めたBの遺産について持ち戻しを行い、X・Y・Zの相続分を計算します。

<計算方法>

①第一次相続(被相続人A)

$$B = (3,600万 + 600万 + 300万) \times 1/2 = \mathbf{2,250万円}$$

$$X = (3,600万 + 600万 + 300万) \times 1/2 \times 1/3 - 600万 = 150万円$$

$$Y = (3,600万 + 600万 + 300万) \times 1/2 \times 1/3 - 300万 = 450万円$$

$$Z = (3,600万 + 600万 + 300万) \times 1/2 \times 1/3 = 750万円$$

②第二次相続(被相続人B)

$$X = (\mathbf{2,250万} + 300万) \times 1/3 = 850万円$$

$$Y = (\mathbf{2,250万} + 300万) \times 1/3 = 850万円$$

$$Z = (\mathbf{2,250万} + 300万) \times 1/3 - 300万 = 550万円$$

<遺産説(判例の立場)と非遺産説>

遺産説(判例の立場)

第一次相続における相続分が、第二次相続の遺産分割の対象となるという考え方。

非遺産説

遺産分割の対象となるという考え方。